

外国人雇用の法務部クラウド マンスリーニュース 2025年4月版



自己紹介・法人紹介

2

Shohei Sugita / 杉田 昌平

弁護士(2011年東京弁護士会登録、入管取次弁護士(2013年～)、社会保険労務士(2017年～)、海事補佐人(2021年～)、行政書士(2024年～)
 弁護士法人Global HR Strategy・社労士法人外国人雇用総合研究所・行政書士法人外国人雇用サポートセンター代表社員
 JICA国際協力専門員(外国人雇用/出入国管理関係法令及び労働関係法令)、NAGOMi専門アドバイザー
 2011年12月 センチュリー法律事務所入所(～2014年12月)

2013年4月 慶應義塾大学法科大学院助教(～2015年8月)

2015年1月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所(～2017年8月)

2015年6月 名古屋大学大学院法学研究科特任講師(ハノイ法科大学内)(～2017年8月)

2017年9月 センチュリー法律事務所入所(～2021年5月)
 名古屋大学大学院法学研究科学術研究員(～2017年9月)

2017年10月 名古屋大学大学院法学研究科研究員(～2021年3月)
 慶應義塾大学グローバル法研究所研究員(～2019年6月)
 ハノイ法科大学客員研究員(～2019年10月)

2019年6月 慶應義塾大学法科大学院特任講師(～2021年3月)

2020年2月 経済産業省中小企業庁「次世代の担い手研究会」委員

2020年9月 厚生労働省委託事業「ビルクリーニング分野における外国人材受入れ体制適正化調査」検討委員(2020年度より)

2020年11月 ASSC=JICA「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム」アドバイザー

2021年4月 JICA国際協力専門員(外国人雇用/出入国管理関係法令及び労働関係法令)

2023年2月 国土交通省「外国人材とつくる建設未来賞についての検討・審査委員会」委員

2023年3月 弁護士法人Global HR StrategyがJETRO高度人材スペシャリスト業務受託(2022年度より)

2023年8月 文部科学省令和5年度「専修学校留学生の学びの支援推進事業」連携機関

2023年9月 厚生労働省「外国人労働者雇用労務責任者講習検討委員会」委員

2024年9月 世界人権問題研究センター登録研究員就任

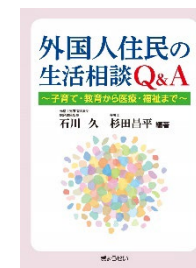
2024年11月 広島県外国人材受入・共生対策アドバイザー就任



〔単著〕



〔共著〕



2025年4月版トピック

3



マンスリーニュース

特定技能制度の運用要領改正等

特定技能

育成就労制度・特定技能制度基本方針の閣議決定

技能実習・特定技能

在留外国人数等の統計結果公表

共通

移行対象職種作業一般家庭用クリーニング作業の追加

技能実習

技能実習計画の取消し・監理許可の取消し

技能実習

2025年4月版トピック

4

特定技能制度の運用要領改正等

特定技能

令和7年4月1日施行の省令改正について

令和7年2月17日、「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令」及び「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」が公布されました。

また、同年3月12日、「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」が公布されました。

これらの省令はいずれも同年4月1日から施行されます。

今回の省令改正に係るポイントは以下のとおりです。

1 特定技能制度における地域の共生施策に関する連携について（令和7年2月17日「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令」及び「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」公布）

令和6年3月29日の閣議決定により、特定技能所属機関が地域における外国人との共生社会の実現のため寄与する責務があること及び1号特定技能外国人支援は地域の外国人との共生に係る取組を踏まえて行うことが「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定。令和6年3月29日一部変更）に明記されました。

これを踏まえ、「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令」及び「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」において、特定技能所属機関の基準として、地方公共団体から共生社会の実現のために実施する施策（以下「共生施策」という。）に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力を行うこと、また、1号特定技能外国人支援計画（以下「支援計画」という。）の基準として、地方公共団体が実施する共生施策を踏まえた上で支援計画を作成・実施することが規定されました。

併せて、出入国管理及び難民認定法施行規則における別記様式（在留諸申請における申請書）が改正されました。

ポイント

- 4月1日から特定技能制度について省令等が改正される。
- 改正のポイントは①共生施策に関する連携、②運用改善。
- 「外国人雇用の法務部クラウド」では、4月1日付の特定技能制度の運用要領改正等の解説動画を配信中。

更新版2025年4月特定技能制度改正
解説

Global HR Strategy

2025年4月版トピック

5

育成就労制度・特定技能制度基本方針の閣議決定

技能実習・特定技能

特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に関する基本方針の概要

1 両制度の意義・受入れ分野に関する事項

【特定技能制度について】

- 特定技能制度の意義は、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築することである。
- 特定技能制度の特定産業分野は生産性向上や国内人材確保のための取組を行った上でなお人材を確保することが困難な分野とする。

【育成就労制度について】

- 育成就労制度の意義は、特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野（育成就労産業分野）に属する相当程度の知識又は経験が必要とする技能を有する人材を育成するとともに、育成就労産業分野における人材を確保する仕組みを構築することである。
- 育成就労外国人の受入れは、特定産業分野のうち、特定技能1号水準の技能を3年間の就労を通じて修得させることが相当である分野（育成就労産業分野）に限って行う。
- 育成就労において派遣形態での受入れができるのは、季節的業務に従事させる必要がある分野に限られる。

【両制度の共通事項について】

- 分野別運用方針で、人手不足の状況を踏まえて受入れ対象分野を定める。
- 分野別運用方針において、原則として5年ごとの受入れ見込数を示し、受入れ見込数は外国人受入れの上限数として運用する。

2 受け入れる外国人材に関する基本的事項

- 1号特定技能外国人、2号特定技能外国人、育成就労外国人について、求められる技能及び日本語の水準、在留期間、家族帯同の可否等についてそれぞれ定める（整理すると以下の表のとおりとなる。）。

	育成就労	特定技能1号	特定技能2号
技能水準 ※1	終了時点で特定技能1号水準に達することが必要	相当程度の知識又は経験を必要とする技能(特定技能1号評価試験、技能検定3級等を想定)	熟練した技能(特定技能2号評価試験、技能検定1級等を想定)
日本語能力水準 ※1	就労開始前:A1相当(相当講習でも可) 終了時点:A2相当	A2相当	B1相当
期間	3年 (試験に不合格だった場合、最長1年延長)	通算で5年を上限 一部例外を規定 ※2	在留期間の更新回数に上限はない
家族帯同	基本的に不可	基本的に不可	可能

※1 技能・日本語能力に関する水準は試験により確認する。試験は分野別運用方針において定める（分野の実情に応じて上乗せ可能）。

※2 妊娠・出産等に係る期間は、通算期間に含めない。また、特定技能2号評価試験等に不合格になった場合、一定の要件の下で最長1年の在留継続を認める。

3 受入れ機関に係る施策等に関する基本的事項

- 特定技能外国人の受入れ機関は、特定技能外国人に職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を実施する義務がある。
- 育成就労外国人の受入れ機関は、育成就労計画に基づいて育成就労を行わせ、目標とする技能及び日本語能力の試験を受験させる義務がある。
- 育成就労制度における転籍制限期間（1年～2年）は各受入れ分野において定める。

4 制度運用に関する関係行政機関の調整に関する基本的事項

- 法務省は、特定技能外国人等の実態に係る情報を収集し、関係機関と共有し、適切な連携をする。
- 厚生労働省は、都道府県労働局等を通じて受入れ機関等を適切に監督する。
- 法務省及び厚生労働省は、育成就労計画の認定制や監理支援機関の許可制を適正に運用する。
- 外国人育成就労機構は、主務大臣等の委託を受けて育成就労に関する権限を包括的に行使する。
- 分野所管省庁は、特定技能制度及び育成就労制度に係る分野別運用方針において、受入れ機関等に課す上乗せ要件を設定する。
- 法務省、厚生労働省等は、悪質ブローカー等の排除を徹底する。
- 送出国との間で二国間取決め（MOC）を作成し、送出しの適正化等に関する取組を推進する。
- 各分野における人手不足の状況の継続的な把握に努め、その状況等を踏まえて、必要な時は外国人の受入れを停止又は再開する。
- 外国人の受入れ状況を継続的に把握し、問題が生じた場合においては関係機関が連携して適切な対応を取る。
- 受入れにより行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう関係機関は、情報の連携及び把握に努める。

5 その他の重要事項

- 大都市圏に人材が過度に集中しないよう配慮に努める。
- 外国人及び受入れ機関は、公租公課を支払う責務があり、制度所管省庁は、これらの者が納付すべき公租公課の未納を防ぐため、関係行政機関と連携の上、必要な措置を講じる。
- 被送還者の自国民引取義務を適切に履行していない国からの受入れは行わない。
- 改正法の施行後一定の期間が経過した際には基本方針の見直しを行う。

ポイント

- 2025年3月11日付で関係閣僚会議において、育成就労制度・特定技能制度に関する基本方針が閣議決定された。

- 「外国人雇用の法務部クラウド」では、基本方針について、解説動画を配信中。

特定技能制度・育成就労制度基本方針（案）の分析

Global HR Strategy

Copyright © Global HR Strategy LPC. All Rights Reserved.

2025年4月版トピック

6

在留外国人数等の統計結果公表

共通

【第1図】 在留外国人数の推移



ポイント

- 2025年3月14日に「令和6年末現在における在留外国人数について」等が公表された。
- 2022年～2024年の3年間で100万人の在留外国人が増加する等、大規模な受入れが行われていることがデータ面から明らかとなっている。
- 「外国人雇用の法務部クラウド」では、最新データに基づいて「データから見る外国人雇用」を配信中。

データから見る外国人雇用
2025年 Ver. 1

Global HR Strategy

2025年4月版トピック

7

移行対象職種作業一般家庭用クリーニング作業 の追加

技能実習

クリーニング●△

リネンサプライ仕上げ
一般家庭用クリーニング

ポイント

- 2025年3月7日に、クリーニング職種に「一般家庭用クリーニング」が移行対象職種作業として追加された。
- これまで1年職種として行われることが多かった病院・ホテル以外のクリーニング業務について、その中の一般家庭用クリーニングが移行対象職種作業となった。

2025年4月版トピック

8

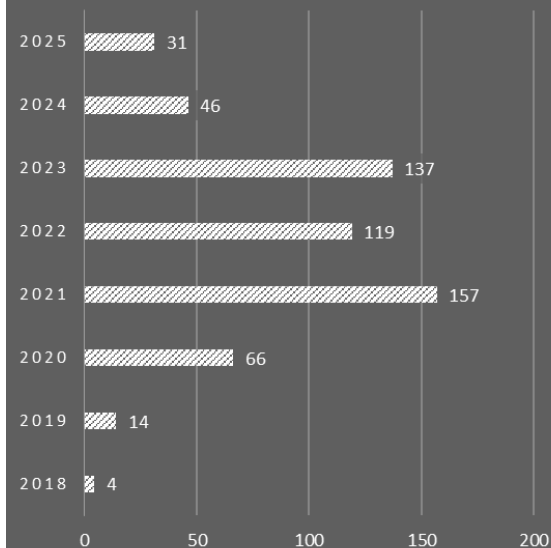
技能実習計画の取消し・監理許可の取消し

技能実習

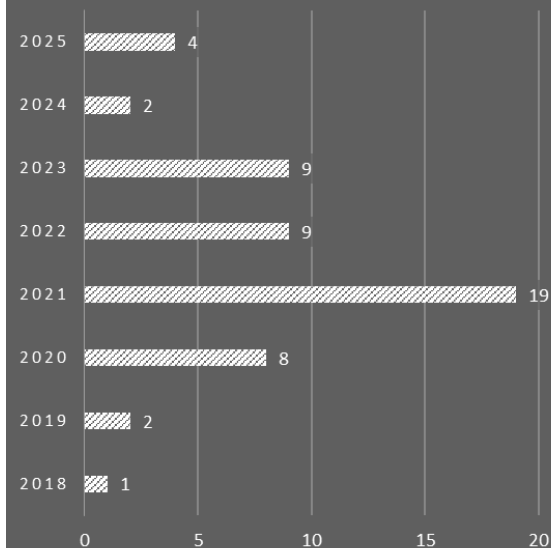
ポイント

- 2025年3月25日で4件の監理業許可の取消し及び31実習実施者への技能実習計画の取消しがなされている。
- 技能実習計画の取消しでは、大手造船事業者で、2,000件以上の技能実習計画の取消しがなされた。引き続き、労働安全衛生法違反による罰金刑が原因となっているものが多い。
- 監理業許可の取消しでは、2件が監査不備。1件が隠蔽、1件が不法就労助長罪による不正不当に該当。

年別計画取消実習実施者数



年別許可取消監理団体数



報告書提出時期

9

報告書名称	期限
職業紹介事業報告書	4月1日から4月30日まで
無料の船員職業紹介事業報告書	4月1日から4月30日まで
建設業務有料職業紹介事業	4月1日から4月30日まで
監理団体の事業報告書	4月1日から5月31日まで
労働者派遣業報告書	6月1日から6月30日まで
特定募集情報等提供事業者の事業概況報告書	6月1日から8月31日まで

手数料改定

10

在留資格の変更や在留期間の更新などに必要な手数料が改定されます。

なお、2025年3月31日までに受付した申請については、当該申請に係る許可又は交付が4月1日以降となっても、改定前の手数料による納付となります。

手数料改定の例			
手続		改定前手数料	改定後手数料
在留資格変更許可	窓口	4,000円	6,000円
	オンライン		5,500円
在留期間更新許可	窓口	4,000円	6,000円
	オンライン		5,500円
永住許可	窓口	8,000円	10,000円
再入国許可(1回限り)	窓口	3,000円	4,000円
	オンライン		3,500円
再入国許可(数次)	窓口	6,000円	7,000円
	オンライン		6,500円
就労資格証明書の交付	窓口	1,200円	2,000円
	オンライン		1,600円
特定登録者カードの交付	窓口	2,200円	4,000円
特定登録者カードの再交付	窓口	1,100円	2,000円

Beyond Borders with Compliance

国境を越えるという全ての挑戦を、法が支える世界を目指して



法務

外国人雇用の企業法務

申請取次弁護士として、入管に提出する書類の作成、提出を行います。
また、採用ルート設計、在外子会社との間の人の移動スキーム設計等、外国人雇用に関するスキーム設計、事業協同組合等の必要な法人の設立、監理団体や職業紹介等の許可等必要な許認可の取得やビジネス展開に必要な契約書対応等、組織のガバナンス等外国人雇用に関する企業法務の一切を行います。

労務

外国人雇用の労務

入管法に適合する就業規則等の諸規定の整備、社宅に対応した労使協定等の協定書類の対応、労働条件通知書等の諸書式の整備、外国人雇用状況の対応を行います。
また、雇用の始期から終了までにおいて必要な手続について助言、代理人としての申請を行います。労働関係法令や出入国管理関係法令のみではなく、脱退一時金に伴う税還付のように一部税務についても対応しています。

戦略

外国人雇用の戦略

外国人雇用の戦略レベルのトランザクション、紛争、危機管理を行います。
在外法人を含めたグループ内での人の移動スキームの立案やM&Aにおける外国人雇用に関するデューデリジェンスや、合併や事業譲渡に付随して行うべき入管法上の手続を行います。
また、外国人雇用に関して生じる紛争対応や、マスコミ対応が必要な事件対応や刑事手続の対応を行います。

コンサルティング

外国人雇用のコンサルティング

これから外国人雇用に関するビジネスを立ち上げる場合におけるビジネス設計、必要なビジネスパートナーの選定（送出機関を含む）、必要な法人の設立、許認可の取得、運営に必要な書式の整備を行います。

事業開始後についても外国人雇用に関する事業の相場を踏まえて、円滑なビジネスのオペレーションに必要なコンサルティングを行います。

調査研究

外国人雇用の調査研究

外国人雇用を円滑に遂行するには、送出国の法令やグローバルスタンダードに関する知識、送出国におけるリクルートの経路等の知識が不可欠です。
当グループでは、外部資金を獲得の上、送出国・グローバルスタンダードについての調査研究を実施し、最新の情報収集を行うとともに、調査研究で得た知識を各事業に反映しています。

メディア等運営

外国人雇用のメディア等運営

当グループでは、メールベースで年間1,000を超す外国人雇用に関する相談を受け付けています。また、相談だけではなく、在留諸申請、退去強制手続（在留特別許可）、訴訟、刑事手続、M&A等の豊富な案件を扱っています。

これらの相談や案件で培った知見を活かし、書籍、研修、メディア運営（自社メディア「外国人雇用相談室」）を行っています。



弁護士法人Global HR Strategy GHRSL法律事務所

法務、労務、戦略、コンサルティングを主に行う。GHRSL法律事務所とあわせて所属専門家4名、従業員合計11名（専門家、非常勤含む）で構成されている。

弁護士法人届出番号：1496
登録支援機関：22登-007557
税理士業務開始通知：全管轄国税局
代表社員：弁護士 杉田昌平

法務

労務

戦略

コンサルティング



社会保険労務士法人 外国人雇用総合研究所

労働関係法令、社会保障関係法令に基づく手続を行う。36協定の届出、就業規則の届出、厚生年金保険の脱退一時金の申請や職業紹介の許可の申請、事業報告、労働者派遣業の許可の申請、事業報告等を行う。

所属会：東京都社会保険労務士会
代表：社会保険労務士 杉田昌平

労務



行政書士法人外国人 雇用サポートセンター

外国人を雇用する企業の皆様が安心して法務手続きを進められるよう、申請手続きや書類作成をサポートする。官公署への提出書類、許認可申請、行政書士又は行政書士法人の業務に関連する講習会の開催、出版物の刊行等を取り扱う。

所属会：東京都行政書士会
代表：杉田昌平

法務



株式会社COMPL

外国人雇用に関する新規事業の立ち上げ、コンサルティング、メディア等運営事業を行う。外国の送出国とのネットワークに強みを有し、ベトナム、インドネシア、フィリピンを送出国とする事業の立ち上げや、中国、シンガポールの送出国とのビジネススキームの構築、監理団体の設立支援等を行う。

代表取締役：杉田昌平
許認可：古物商（書籍商）

戦略

コンサルティング

メディア

CaaS

Global HR Strategyグループが提供するCompliance as a Service (CaaS)の構成

外国人雇用相談室

外国人雇用相談室

外国人労働者を雇用し一緒に仕事をする際の課題を一緒に考え一緒に解決するメディア。

【外国人雇用相談室】

URL : <https://ghrlab.com>

※誰でも閲覧可能なナレッジ共有サイト

外国人雇用法務部クラウド

外国人雇用法務部クラウド

外国人雇用に関する情報提供を目的としたもので、顧問契約を結んでいるクライアント様向けに提供するポータルサイト。

【外国人雇用法務部クラウド】

URL : <https://globalhrstrategy.commune.com/view/signin>

※ユーザー以外閲覧不可

外国人雇用法務部クラウド

外国人雇用法務部クラウド

外国人雇用に関する動画コンテンツで構成されており、月額20万円以上の顧問契約を結んでいるクライアント様向けに提供する実践的学習プラットフォーム。

【外国人雇用法務部クラウド】

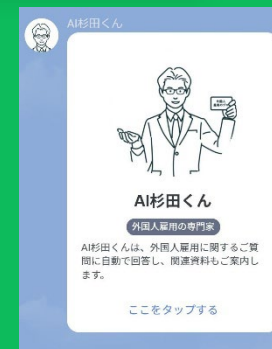
URL : <https://www5.learningpark.jp/ghrs>

※ユーザー以外閲覧不可

GHRS LINE公式アカウント AI 杉田くん

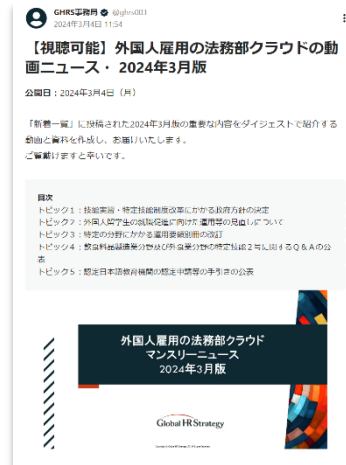
AI杉田くん

GHRSのLINE公式アカウントを通じた、顧問契約を結んでいるクライアント様向けに提供するChatGPTを活用した外国人雇用の自動回答ツール。



外国人雇用の法務部クラウド

弁護士法人Global HR Strategyが提供するCompliance as a Service (CaaS)モデル、外国人雇用分野デジタルツールの第1弾として、2023年7月にポータルサイト「外国人雇用の法務部クラウド」をリリース。このサイトは外国人雇用に関する情報提供を目的としたもので、顧問契約を結んでいるクライアント様向けに提供。時系列でまとめられた公的機関の最新情報や専門家の解説資料・動画の配信等サイト内の様々なカテゴリーによって、よりスムーズな情報の入手・ナレッジの取入れが可能となり、**外国人雇用関連業務の正確性の向上・適切な実施や効率化を実現。**



内容：外国人雇用関連の情報提供ポータルサイト
対象：顧問契約を結んでいるクライアント様
料金：無料
URL：<https://globalhrstrategy.commmune.com>
※ユーザー以外閲覧不可

スマートフォンアプリ
での閲覧も可能

カテゴリーのご紹介

新着一覧

厚生労働省や出入国在留管理庁などの公的機関から公開される最新の外国人雇用関連情報を時系列でまとめて発信。カテゴリーやタグでの検索で、業務に必要な情報を効率的に入手可能。

外国人雇用の法務アップデート

弊法人専門家実施の研修・セミナー資料の即時掲載に加え、法令情報をわかりやすく解説した資料や動画も随時掲載。資料はウェブ上での閲覧だけでなく、ダウンロードも可能。

e-Learning

各種制度や手続きなどを弊法人専門家がわかりやすく解説した動画をテーマ毎に整理し掲載。基礎知識から高度な内容まで、網羅的なナレッジの獲得が可能。

外国人雇用FAQ

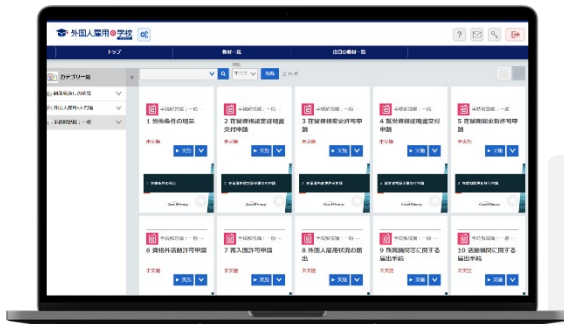
技能実習制度や特定技能制度(分野別)、育成就労制度などに関する公的機関のFAQリンクを一括掲載。実務に役立つ情報を簡単に検索可能。

法令情報等をわかりやすく解説した動画も掲載！

他にも多種多様なコンテンツをご用意しております。

※契約プランによって、表示されるカテゴリーは異なります。

外国人雇用の学校クラウド



外国人雇用のe-Learningシステム

基礎から応用まで、幅広い内容の動画コンテンツを提供することによって、体系的な学習が可能となり、実務者の不安を解消し、チーム全体のスキルアップを実現。

内容：動画コンテンツの実践的学習プラットフォーム

対象：20万円以上の顧問契約を結んでいるクライアント様

料金：無料 ※1社5アカウントまで

URL：<https://www5.learningpark.jp/ghrs>

※ユーザー以外閲覧不可

動画コンテンツのご紹介

■ 制度見直しの解説

「育成就労法(技能実習法の抜本改正)」の概要、今後は運用要領をわかりやすく解説。

■ 外国人雇用・入門編/中級編/上級編

外国人雇用の基礎から実務に役立つ応用までをカバー。各編を通じて、様々なステータスのユーザーが、外国人雇用関連業務に必要な知識やスキルを段階的に習得可能。

■ 手続解説編

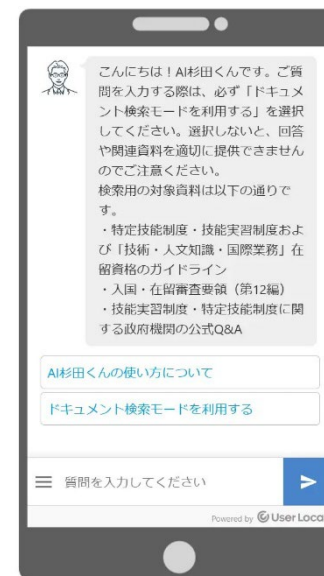
外国人雇用における一般的な手続きや実習実施者、監理団体、特定技能所属機関の必要な手続きのポイントを体系的に学習可能。

※各動画は、今後順次追加予定。

「外国人雇用の学校クラウド」「AI杉田くん」概要

GHRs LINE公式アカウント

AI 杉田くん



LINEを通じて使える自動回答サービス

法務省や厚生労働省に対する開示請求を基に、各分野の詳細な審査要領や公式Q&Aなどを学習したクローズドなGPTシステム。LINEを通じて、いつでもどこでも専門的かつ正確な情報にアクセス可能。

弊法人専門家も日常的に使用しており、その利便性は実証済み。

内容：ChatGPTを活用した自動回答ツール

対象：顧問契約を結んでいるクライアント様

料金：無料

モードのご紹介

■ ドキュメント検索モード（推奨）

外国人雇用に関する質問に、「AI杉田くん」が自動で回答。関連資料もあわせて提示。

■ ChatGPTモード

必要に応じて、簡単にChatGPTモードへの切り替えが可能。

ご質問

弁護士法人Global HR Strategy GHR法律事務所
杉田 昌平 03-6441-2996
sugita.shohei@ghrs.law

